

改訂日本再興戦略素案 国家戦略特区部分（概要）

平成 27 年 6 月 29 日

国家戦略特別区域担当大臣 石破 茂

○残された集中取組期間における国家戦略特区の加速的推進

- ・ 国家戦略特区により、本年度末までの集中取組期間内に、いわゆる岩盤規制全般について突破口を開いていくためには、第 8 回及び第 11 回国家戦略特別区域諮問会議において示された「岩盤規制改革の工程表（重点事項と改革スケジュール）」も踏まえ、残り 1 年弱の間に一層のスピード感を持って、大胆な規制改革を実現することが不可欠。
- ・ このため、国家戦略特区に関する以下の施策をはじめとする各種取組を一層加速化することにより、引き続き、具体的な事業や提案ニーズに柔軟かつスピーディに対応し目に見える成果を打ち出していく。
- ・ また、指定が決定した 3 区域（秋田県仙北市、宮城県仙台市、愛知県）についても、政令による指定後、速やかに区域会議を立ち上げ、区域計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けた上で、本年秋にも特定事業を開始することを目指す。
- ・ 「東京圏」のうち東京都については、指定している他の府県と同様、速やかに指定区域を全域に拡大する。

○規制改革事項（案）

（遠隔診療や小型無人機等の「近未来技術実証」の推進）

- ① テレビ電話を活用した薬剤師による服薬指導の対面原則の特例
- ② 遠隔診療の取扱いの明確化
- ③ IT 活用による遠隔地間の学校等を結んだ教育手法の導入
- ④ 小型無人機に係る健全な利活用の実現
- ⑤ 小型無人機の実証等に関する無線局免許の迅速化
- ⑥ 完全自動走行を見据えた環境整備の推進
- ⑦ 医療用ロボットの活用範囲の拡大

（医療イノベーションの推進、持続可能な社会保障システムの構築）

- ⑧ 特区薬事戦略相談制度の創設等による革新的医療機器の開発迅速化
- ⑨ 往診等に係るいわゆる「16km ルール」等に関する保険適用の柔軟化
- ⑩ 予防医療ビジネスの推進
- ⑪ 医療機器製造販売における国内品質業務運営責任者の資格要件の緩和
- ⑫ 通信制看護師学校養成所の入学基準の緩和

（地方主導による大胆な規制改革の実現）

- ⑬ 自然由来の汚染土壌の取扱いに関する新たな仕組みの構築
- ⑭ 獣医師養成系大学・学部の新設に関する検討